

石川県医療機関・福祉施設・公衆浴場等省エネ投資支援事業費補助金 申請要領

※この申請要領では、石川県健康福祉部で実施する省エネ投資支援事業費補助金の概要を記載しています。対象施設や補助金額の詳細については、末尾に掲載している各担当課のウェブページに掲載してある補助金要綱をご参照いただき、不明な場合は担当課にお問い合わせください。

1 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 県内に所在する以下に掲げる事業所・施設の設置者（地方公共団体および地方独立行政法人を除く。）
- (2) 省エネ設備の更新等を行う設備を所有する者
- (3) 税金の滞納がない者
- (4) 暴力団員もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

<対象事業所・施設一覧>

※以下は概要です。詳しくは該当する交付要綱の別表1をご確認ください。

施設区分	対象事業所・施設	
医療機関等	病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、施術所、助産所、薬局	
高齢者施設	入所系施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
	グループホーム	認知症対応型共同生活介護事業所
	通所・訪問	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、訪問リハビリ事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、訪問型サービス事業所、通所型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与・販売事業所
障害者施設	入所系施設	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
	グループホーム	共同生活援助
	通所・訪問・相談	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、

		計画相談支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所
児童福祉施設等	保育所・認定こども園	
	放課後児童クラブ	
	児童養護施設	
公衆浴場	普通公衆浴場	

2 補助対象設備

補助対象設備は、以下に記載の省エネ設備（更新または新規導入）で、規格および省エネ性能に関する基準等を満たすものとします。

<補助対象設備一覧>

以下は概要です。詳しくは該当する交付要綱の別表2をご確認ください。

（事業番号の※印は、令和4年度の省エネ投資緊急支援事業費補助金から新たに追加したものです）

事業番号	設備の種別	規格	省エネルギーに関する基準等
1	業務用エアコン	JIS B 8616	省エネ基準達成率 100%以上
2	一般用エアコン	JIS C 9612	省エネ基準達成率 100%以上
3	換気装置（熱交換型）	JIS B 8628 JIS B 8639	熱交換率（全熱交換効率）60%以上
4	温風暖房機・ジェットヒーター	JIS A 4003 JIS B 8416	最大効率 [熱出力又は有効発熱量 (kW) /燃料消費量 (kW 換算)] 85%以上
5	業務用LED照明器具（人感センサー付きのものを含む）	JIS C 8106 JIS C 8105-3	省エネ基準達成率 100%以上
6	一般用LED照明器具（人感センサー付きのものを含む）	JIS C 8115 JIS C 8105-3	省エネ基準達成率 100%以上
7	非常時用照明器具（非常灯・誘導灯）	JIL 5501 JIL 5502	更新前と比較して定格消費電力 (W) の改善が見込まれる
8	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630 JIS C 9801-3	省エネ基準達成率 100%以上
9	一般用冷凍・冷蔵庫	JIS C 9607	省エネ基準達成率 100%以上
10	エネルギーマネジメントシステム		原油換算省エネルギー量 (kL) 3%以上削減
11	凍結防止ヒータ用節電器		消費電力量 (kWh) 50%以上削減
12	チラー（冷却水循環装置）	JIS B 8613	定格冷暖房能力 (kW) /定格消費電力 (kW) 2.0 以上
13	一般用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220	省エネ基準達成率 100%
14	業務用ヒートポンプ式給湯器	JRA 4060	省エネ基準達成率 100%
15	高性能ボイラ	JIS B 8201	ボイラ効率 90%以上

		JIS B 8203 JIS B 8222 JIS B 8417 JIS B 8418	
16 ※	潜熱回収型ガス給湯器	日本ガス石油機器工業会自主基準 ガ石 003 JIS S 2075	急騰暖房器：給湯部熱効率 94%以上 給湯単能器、ふろ給湯器：モード熱効率 83.7%以上
17 ※	潜熱回収型石油給湯機	日本ガス石油機器工業会自主基準 ガ石 003 JIS S 2075	油だき温水ボイラー：連続給湯効率が 94%以上 石油給湯機の直圧式：モード熱効率 81.3%以上 石油給湯機の貯湯式：モード熱効率 74.6%以上
18 ※	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器	JGKAS A705	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率が 102%以上
19	高効率コージェネレーション	JIS B 8123	総合効率 75%以上又は発電効率 30%以上
20	変圧器	JIS C 4304 JIS C 4306	省エネ基準達成率 100%
21	産業用モータ	JIS C 4034	省エネ基準達成率 100%
22	複層ガラス、真空ガラスおよびサッシ	JIS R 3209 JIS R 3225 JIS A 4706	更新前と比較して熱貫流率 (W/m ² ・K) の改善が見込まれる
23	断熱材	JIS A 9521 JIS A 9523 JIS A 9526 JIS A 1480	更新前と比較して熱貫流率 (W/m ² ・K) の改善が見込まれる
24	太陽光発電システム		過積載率 100%以上
25	木質バイオマスエネルギー利用設備		
26 ※	太陽熱利用システム	JIS A 4111 JIS A 4112 JIS A 4113	JIS に規格する性能と同等以上 【更新の場合】 更新前と比較して集熱効率あるいは熱変換効率の改善が見込まれる

3 補助対象経費

2の補助対象設備の更新等に必要な経費を対象とします

- ・事業番号 1～9、12～23 更新に必要な経費で、新設や増設は不可。省エネ効果があること。
- ・事業番号 10、11、24、25 新設や増設に必要な経費で、更新は不可。
- ・事業番号 26 新設や増設に必要な経費および更新に必要な経費。

なお、消費税および地方消費税相当額は除きます。

○補助対象となる経費

項目	内訳
① 設備費	補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費
② 工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費（補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む）
③ 処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費

※各項目の費用について、補助事業を行うために必要かつ不可欠であることの証明は補助事業者の負担とします。証明できなかったことによる不利益について、県は一切の責任を負いません。

○補助対象とならない経費

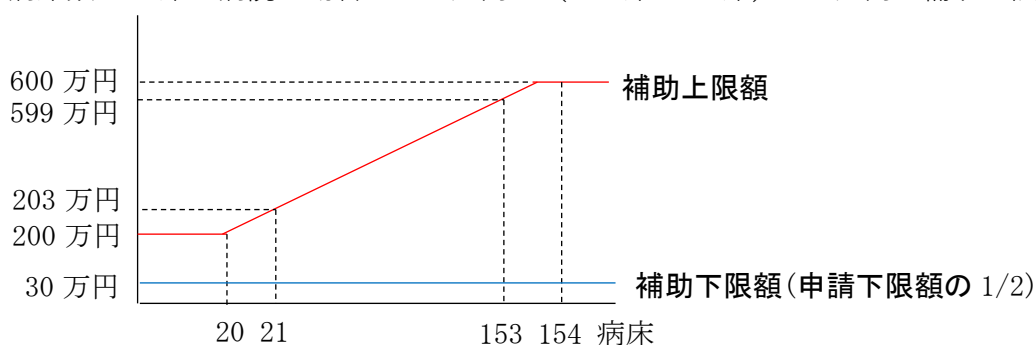
- ・消費税および地方消費税相当額
- ・中古品やリース品による整備費用
- ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・本事業と直接関係のない工事に要する費用
- ・本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要する費用
- ・本事業の対象設備以外の省エネ対策に要する経費
- ・申請書類の作成費用、各種届出に要する費用
- ・電力工事負担金
- ・設備のランニング費用
- ・国その他の団体から本補助金以外の補助金等を受給する予定の経費

4 補助率等

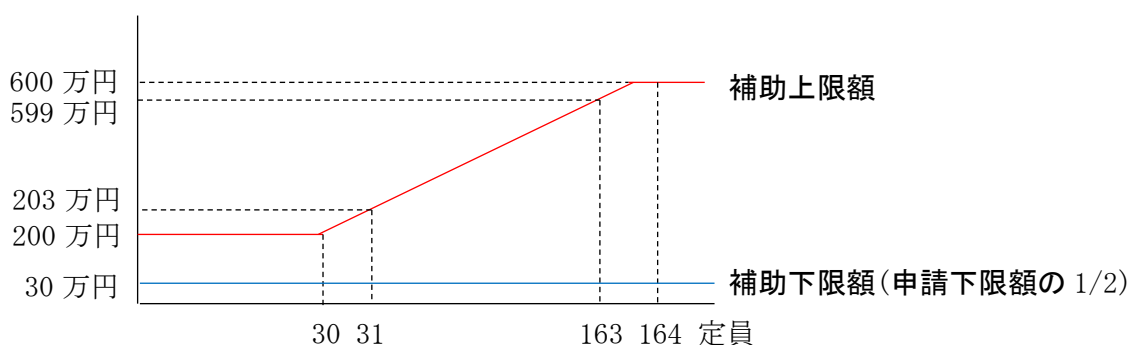
施設区分	対象事業所・施設	補助率	1施設あたり補助上限額 (令和4年度補助金と合わせて 最大600万円 ^{※4})	1施設あたり 申請下限額 ^{※3}
医療機関等	病院	1/2	200万円 + (許可病床数 - 20) × 3 万円 ^{※1}	60万円
	有床診療所	1/2	100万円	40万円
	無床診療所、歯科診療 所、施術所、助産所、 薬局	1/2	50万円	20万円
高齢者施設	入所施設	1/2	200万円 定員31人から1人につき+3万円 ^{※2}	60万円
	グループホーム	1/2	100万円	40万円
	通所・訪問	1/2	50万円	20万円
障害者施設	入所施設	1/2	200万円 定員31人から1人につき+3万円 ^{※2}	60万円

	グループホーム	1 / 2	100 万円	40 万円
	通所・訪問	1 / 2	50 万円	20 万円
児童福祉施設等	保育所・認定こども園	1 / 2	50 万円	20 万円
	放課後児童クラブ	1 / 2	50 万円	20 万円
	児童養護施設	1 / 2	100 万円	40 万円
公衆浴場	普通公衆浴場	1 / 2	150 万円	10 万円

※1 病床数 100 床の病院の場合 $200 \text{ 万円} + (100 \text{ 床} - 20 \text{ 床}) \times 3 \text{ 万円} = \text{補助上限額 } 440 \text{ 万円}$



※2 定員 100 人の入所系施設の場合 $200 \text{ 万円} + (100 \text{ 人} - 30 \text{ 人}) \times 3 \text{ 万円} = \text{補助上限額 } 410 \text{ 万円}$



※3 申請下限額:補助申請することができる補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)の下限額。補助対象経費が申請下限額を下回る場合は、補助対象外となります。

例 1 高齢者グループホームにおいて 30 万円で省エネ型エアコンに更新する申請を行った
→申請下限額 40 万円を下回るので、補助対象外

例 2 誤って補助対象とならない経費を含めて申請した
→補助対象とならない経費を除いたうえで補助対象経費を積算し、申請下限額を下回る場合は補助対象外

※4 令和 4 年度に石川県医療機関・福祉施設・公衆浴場等省エネ投資緊急支援事業費補助金の交付決定を受けている場合、補助上限額は令和 4 年度の補助金と本年度の補助金の合計額に適用されません。(補助上限額から令和 4 年度の交付決定額を差し引いた額が令和 5 年度の補助上限額)

例 補助上限額 440 万円の病院が、令和 4 年度に 200 万円の交付決定を受けている場合
 $440 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円} = \text{令和 5 年度の補助上限額 } 240 \text{ 万円}$

5 申請受付期間

令和5年7月18日（火）から令和5年11月30日（木）17時まで

※補助金の交付については、提出された申請書類を審査の上、受理し、順次交付決定を行います。
予算額に達した場合、以後の申請分は補助できませんので、予めご了承ください。

6 申請の手続

(1) 補助金申請から交付までの流れ（業者決定前に申請する例）

①事業内容の検討



②業者から参考見積を取って交付申請書・添付資料を作成し、提出

※書類の不達を防ぐため、メール、郵送の場合は、電話で到達確認をお願いします。



③県に債権者登録を申出

・**県の債権者登録※未実施の場合** ※県からの支払いを受けるために必要な届出書
・**(以前登録したが) 今回の振込口座を初めて利用する場合**



④併せて事前着手届を提出
・事前着手に該当する行為…交付決定前の契約、購入、申込、取り付け、工事等
↓
申請した内容で省エネ対策を実施可（交付の有無・交付金額は未確定）

交付決定前に
事前着手する場合



（県担当課による申請書類の審査、交付決定通知）※約1ヶ月



⑤県の手続きに準じて業者選定

- ・備品購入……………10万円以下は見積1者、10～50万円以下は見積3者、50～160万円以下は見積4者
160万円超は入札8者以上
- ・工事を伴うもの…10万円以下は見積1者、10～50万円以下は見積2者、50～250万円以下は見積3者
250万円超は入札8者以上



⑥変更承認申請書を提出

見積合せ・入札により、交付申請額から
20%以上の変更がある場合



⑦申請した内容で省エネ対策を実施



⑧事業を完了し、実績報告書・添付資料を提出
※完了から30日以内、かつ**令和6年2月29日まで**
↓
（県担当課による実績報告書類の審査、額の確定通知）※約1ヶ月



⑨補助金交付請求書を提出



（県担当課・出納室による書類の確認、振込）

(2) 補助金申請から交付までの流れ（業者決定後に申請する例）

①事業内容の検討



②県の手続きに準じて業者選定（【注意】契約、購入等は④または⑤の時点まで不可）

- ・備品購入……………10万円以下は見積1者、10～50万円以下は見積3者、50～160万円以下は見積4者
160万円超は入札8者以上
- ・工事を伴うもの…10万円以下は見積1者、10～50万円以下は見積2者、50～250万円以下は見積3者
250万円超は入札8者以上



③選定した業者の協力を得て交付申請書・添付資料を作成し、提出

※書類の不達を防ぐため、メール、郵送の場合は、電話で到達確認をお願いします。

（④県に債権者登録を申出）



- ・県の債権者登録※未実施の場合 ※県からの支払いを受けるために必要な届出書
- ・（以前登録したが）今回の振込口座を初めて利用する場合

（⑤併せて事前着手届を提出
・事前着手に該当する行為…交付決定前の契約、購入、申込、取り付け、工事等
↓
申請した内容で省エネ対策を実施可（交付の有無・交付金額は未確定））

交付決定前に
事前着手する場合



（県担当課による申請書類の審査、交付決定通知）※約1ヶ月



⑥申請した内容で省エネ対策を実施

（⑦変更承認申請書を提出）



事業の実施において、交付申請額から
20%以上の変更がある場合

⑧事業を完了し、実績報告書・添付資料を提出

※完了から30日以内、かつ令和6年2月29日まで



（県担当課による実績報告書類の審査、額の確定通知）※約1ヶ月



⑨補助金交付請求書を提出



（県担当課・出納室による書類の確認、振込）

(3) 提出書類

※申請事業所が複数の場合、5～7については施設区分ごとに準備し、提出してください。

提出書類一覧	
1	交付申請書（交付要綱様式第1号）
2	所要額調書（交付要綱様式第1-1号）
3	事業実施計画書（交付要綱様式第1-2号）
4	誓約書（交付要綱様式第1-3号）
5	補助対象経費の算定根拠となる資料（見積書、見積内訳書の写し）
6	規格及び省エネルギーに関する基準等を満たしていることがわかる資料 （機器・設備のカタログ等の該当ページを抜粋し、下線や印を付ける）
7	建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等 （設置場所に印を付ける）
8	<交付決定前に事業着手する場合> 事前着手届（交付要綱様式第5号）

(4) 申請書類等の入手先・提出先

施設区分	担当課・電話
医療機関等	<p>病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、施術所、助産所 担当課：医療対策課 問い合わせ電話番号：076-225-1433 申請書類等の入手先：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryousyoenehojyo.html 申請書類等の提出先：iryosyoene@pref.ishikawa.lg.jp</p> <p>薬局 担当課：薬事衛生課 問い合わせ電話番号：076-225-1442 申請書類等の入手先： https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/syouenesetubidounyuusien_y.html 申請書類等の提出先：yakukinou@pref.ishikawa.lg.jp</p>
高齢者施設	<p>担当課：長寿社会課 問い合わせ電話番号：入所系施設、グループホーム 076-225-1416 通所・訪問 076-225-1417 申請書類等の入手先：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/syoenehojyo.html 申請書類等の提出先：kaigo@pref.ishikawa.lg.jp</p>

障害者施設	担当課：障害保健福祉課 問い合わせ電話番号：076-225-1428 申請書類等の入手先： https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/syoenehojyo.html 申請書類等の提出先： shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp
児童福祉施設等	担当課：少子化対策監室 問い合わせ電話番号：保育所・認定こども園 076-225-1497 放課後児童クラブ 076-225-1422 児童養護施設 076-225-1421 申請書類等の入手先： https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/syakaitekiyougo/syouene.html 申請書類等の提出先：保育所・認定こども園、 児童養護施設 kosodate@pref.ishikawa.lg.jp 放課後児童クラブ e150300@pref.ishikawa.lg.jp
公衆浴場	担当課：薬事衛生課 問い合わせ電話番号：076-225-1441 申請書類等の入手先： http://pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/syouene-b.html 申請書類等の提出先： seieika2@pref.ishikawa.lg.jp

7 留意事項

- ・必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- ・申請に当たっては、この要領のほか、各課の交付要綱、Q & Aを十分に確認してください。